		13,000台を超え20,000台までの数　1.338 20,000台を超え30,000台までの数　1.537 30,000台を超える数　1.882 普通態容補正　1.000 ㈱　指定都市を包括する道府県にあつては、上記の率にそれぞれ0.001を加算した率とする。 寒冷補正 級地／寒冷度／積雪度（雪寒道路の面積／その他の道路の面積） 4級地　0.086　1.024　0.000 3級地　0.053　0.688　0.000 2級地　0.032　0.414　0.000 1級地　0.019　0.236　0.000 無級地　0.000　0.236　0.000 備考　「雪寒道路」とは、前年の４月１日現在において、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和31年法律第72号）第３条の規定によつて国土交通大臣が指定した道路をいう。以下同じ。
	［略］	［略］
［２　略］	［略］	［略］
３　その他の土木費	人口	段階補正 測定単位の数値が1,700,000人以上のもの 1,700,000人　1.00 1,700,000人を超え2,100,000人までの数　0.55 2,100,000人を超え2,500,000人までの数　0.47 2,500,000人を超え3,500,000人までの数　0.38 3,500,000人を超え6,000,000人までの数　0.34 6,000,000人を超える数　0.32

		13,000台を超え20,000台までの数　1.341 20,000台を超え30,000台までの数　1.541 30,000台を超える数　1.881 普通態容補正　1.000 ㈱　指定都市を包括する道府県にあつては、上記の率にそれぞれ0.001を加算した率とする。 寒冷補正 級地／寒冷度／積雪度（雪寒道路の面積／その他の道路の面積） 4級地　0.086　1.045　0.000 3級地　0.053　0.700　0.000 2級地　0.032　0.419　0.000 1級地　0.019　0.238　0.000 無級地　0.000　0.238　0.000 備考　「雪寒道路」とは、前年の４月１日現在において、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和31年法律第72号）第３条の規定によつて国土交通大臣が指定した道路をいう。以下同じ。
［同左］	［同左］	［同左］
［２　同左］	［同左］	［同左］
３　その他の土木費	人口	段階補正 測定単位の数値が1,700,000人以上のもの 1,700,000人　1.00 1,700,000人を超え2,100,000人までの数　0.55 2,100,000人を超え2,500,000人までの数　0.49 2,500,000人を超え3,500,000人までの数　0.41 3,500,000人を超え6,000,000人までの数　0.36 6,000,000人を超える数　0.35